

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年11月21日

西 粟 倉 村

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			大茅地区	無	令和7年度～令和11年度	
	○			大茅地区	無	令和7年度～令和11年度	
	○			大茅地区	無	令和7年度～令和11年度	
	○			坂根地区	無	令和7年度～令和11年度	
	○			猪之部地区	無	令和7年度～令和11年度	
	○			塩谷地区	無	令和7年度～令和11年度	
	○			谷口地区	無	令和7年度～令和11年度	
	○			影石地区	無	令和7年度～令和11年度	
	○			別府地区	無	令和7年度～令和11年度	
	○			引谷地区	無	令和7年度～令和11年度	
	○			中土居地区	無	令和7年度～令和11年度	
	○			下土居地区	無	令和7年度～令和11年度	
	○			笈津地区	無	令和7年度～令和11年度	
	○			知社地区	無	令和7年度～令和11年度	